

第2部 法制度面の新たな進展

第4章 金融システム改革等にかかる制度整備

第1節 金融システム改革法の施行について

平成10年12月1日に、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」（以下「金融システム改革法」という。別表参照。）及び関係政省令が施行された。また、これを受け、「金融監督等に当たっての留意事項について」（事務ガイドライン）も所要の改正が行われている。

金融システム改革は、銀行、証券、保険のすべての分野について、商品・サービス・組織形態について抜本的な規制緩和を行うとともに、公正取引ルールの拡充や顧客説明義務等の利用者保護のための措置の充実を図るなど、極めて包括的かつ総合的な改革である。

金融システム改革法の施行により、金融システム改革の大部分が実施に移されることとなったわけであり、事実上、我が国の金融の枠組みが新しい時代を迎えたといえる。金融機関等はこの新たな経営環境への対応を自主的かつ積極的に進めていくことが期待される。金融システム改革法の施行に先立ち公布された政省令のうち、金融監督庁関連の主な項目の概要は以下のとおり。

1 銀行法

銀行法の改正により、自己責任原則を徹底させるための制度整備が図られるとともに、銀行グループ全体に市場規律を貫徹させる観点から、規制体系は単体中心の規制からグループ規制へと移行し、銀行監督の枠組みは大きく転換することとなった。

1. 金融等デリバティブ取引

金融等デリバティブ取引については、銀行の正当な業務（付随業務）であることが法律上明確にされたが、総理府令・大蔵省令（以下「共同省令」という。）では、金融等デリバティブ取引として、金利先渡取引、為替先渡取引、

直物為替先物取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引、クレジットデリバティブ取引、スワップ取引、オプション取引を定めている。

2. 預金者等に対する情報の提供等

金融システム改革に伴い、投資信託等といったリスク・キャピタル商品の銀行による取扱いが可能となることから、利用者がリスク・キャピタル商品と預金等とを誤認することを防止する等、十分な説明を確保するためのルールの必要性が指摘されていた。こうした観点も踏まえ、共同省令では、預金者等に対する情報提供を行う場合には、金利の店頭表示、手数料等の一覧表の備え置き、預金保険の対象であるものの明示等により行うこととされたほか、預金等との誤認のおそれのある商品（投資信託等）を取り扱う場合には、預金等でないこと、預金保険の対象でないこと、元本保証がないこと等の説明を行うこととされた。

また、銀行の営む業務の内容に応じ、顧客の知識・経験・財産の状況を踏まえた重要な事項の説明等に関する社内規則等を定めるとともに、当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制（従業員に対する研修等）を整備しなければならないこととされた。

3. 大口信用供与等規制

金融システム改革法では、グループ規制体系への移行の観点から、単体ベースの規制に加え、受信側・与信側ともにグループ概念を導入し、合算ベースの規制を課すこととされた。これを受けて、共同省令等では、

- (1) 受信側合算対象の範囲は、与信側からの把握可能性等を勘案し、商法上の親子関係に基づき、株式、出資による支配権を伴う資本関係があるものの集合体とする、
- (2) 与信側合算対象の範囲は、信用リスクの波及可能性等を勘案し、企業会計原則上の実質支配力・影響力基準の子会社、関連会社とする、
- (3) 信用供与等の範囲として、貸出金、債務保証のほか、出資、社債の保有、CPの保有、デリバティブ取引に係る信用リスク相当額を加える、
- (4) 信用供与等の限度額は、受信側単体の場合は、自己資本の額に25%を、連

結の場合は自己資本の額に40%を乗じて得た額とする、

- (5) 信用供与等限度額の計算の基礎となる自己資本の額は、基本的項目（Tier 1）の額及び補完的項目（Tier 2）の額の合計額から、有価証券含み益の45%相当額を除いたものとする、
こととされた。

4. 自己資本比率規制

銀行経営の健全性を確保するためには、銀行グループ全体の財務の健全性が重要であることから、自己資本比率規制にも連結の考え方を明確に取り入れ、単体、連結の両方の基準を定める旨が法定された。共同省令及び告示では、連結自己資本比率の算出に当たっては、実質支配力・影響力基準を導入した連結財務諸表に基づき計算するとともに、連結、単体の双方の自己資本比率について、国際統一基準は8%、国内基準は4%とすることとされた。

5. アームズ・レングス・ルール

アームズ・レングス・ルールが適用になる取引の相手方の対象については、規制の実効性を確保する観点から、企業会計原則上の実質支配力・影響力基準の親会社、子会社、関連会社、及び親会社の子会社、関連会社とされた。

また、本ルールの適用除外とするやむを得ない理由として、共同省令では、破綻金融機関等との間で、緩和された条件での取引を行わなければ、当該破綻金融機関等の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること等を定めている。

6. 子会社の業務範囲

銀行が子会社を通じて金融に関連する多様な業務を展開することは、利用者利便の向上やグループ経営の効率化にも資するものと考えられることから、共同省令では、金融関連業務として、リース業、クレジットカード業、ベンチャー・キャピタル業、投資顧問業、経営相談等を定めている。

また、子会社を含めた銀行グループとしての業務範囲制限の実効性を確保するために、いわゆる合算5%ルールが法定されたが、その適用除外事由として、

共同省令では、代物弁済の受領による株式等の取得、自己株式による利益消却等を定めている。

7. 銀行のディスクロージャー

金融システムに対する信認の回復や金融システム改革の進展を図る観点から、開示内容の正確性を担保する枠組みとして、従来の訓示規定から罰則付きの義務規定にするとともに、グループ規制としての体系から、連結ベースでのディスクロージャーを行うことが法定された。共同省令では、業務及び財産の状況に関する説明書類に、単体及び連結（実質支配力・影響力基準）の財務諸表、自己資本比率、リスク管理債権額、リスク管理体制、有価証券の時価情報、会計監査の有無、子会社等の状況等を記載することとされた。

また、説明書類の公衆縦覧については、銀行の営業年度経過後 4 カ月以内に開始することとし、やむを得ない理由により当該期間までに縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融監督庁長官の承認を受けて、縦覧の開始を延期することができることとされた。

8. 関連会社

銀行に対してはいわゆる他業が禁止されているが、かねてよりいわゆる関連会社にもその趣旨が及ぶと解され、関連会社が他業を営む場合には資本関係等を適正化することにより、銀行との関係を遮断すべきものとされていた。

金融システム改革法により銀行グループに対する業務範囲規制が導入され、関連会社が金融関連の業務を営む場合は、子会社等とすることが可能となるとともに、連結ベースでのディスクロージャーの規制対象とされたことから、従来の適正化措置についてもグループ経営の実態を反映する企業会計原則に沿って見直されるべきものと解された。そこで、改正後の銀行法の運用においては、財務諸表上連結の対象となる会社が他業を営む場合には、一定の経過期間（平成14年3月期末まで）を経てその資本関係又は業務を見直すべきものとされた。

II 証券取引法

金融システム改革のため、①投資者及び資金調達者の選択肢の拡大、②仲介者

サービスの質の向上、③利用しやすい市場の整備、④信頼できる公正・透明な取引の枠組み・ルールの整備という観点から、証券取引法は抜本的に改正された。

1. 証券会社の免許制から登録制への移行

証券会社の参入については、できるだけ幅広く参入を促進し、市場の活性化を図る観点から、免許制から登録制に移行された。ただし、業務の専門性や高度なリスク管理が必要とされる元引受業務、有価証券店頭デリバティブ業務及びPTS（私設取引システム）業務については認可制とされている。これを受けて、政令、共同省令等で証券会社の最低資本金額、最低純財産額の算定方法、登録等の申請の際の提出書類、審査にあたっての留意事項、認可の条件等を定めている。証券会社の最低資本金額は以下のとおり。

① 証券会社の登録のための最低資本金額		1 億円
② 認可業務を営むもの		
・ 元引受業務	幹事会社	3 0 億円
	その他	5 億円
・ 有価証券店頭デリバティブ業務		1 0 億円
・ 私設取引システム業務		3 億円

2. 証券会社の業務の多角化

証券市場を活性化し、投資家ニーズに応じた多様なサービスを提供する観点から、証券会社の専業義務は法律上撤廃された。法律及び共同省令で証券会社が行うことができる業務として、投資顧問業、証券投資信託委託業、金融先物取引業等を定めている。また、法律及び共同省令では定められていない業務でも、個別に承認を受ければ行えることとなっているが、この承認は当該業務が公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り承認しないことができることとされている。

3. 証券会社のディスクロージャー

証券会社のディスクロージャーについては、銀行等の金融機関と同様に、法

律上、罰則付きの義務規定とされた。共同省令では、業務及び財産の状況に関する説明書類に、財務諸表のほか、加入している投資者保護基金等の名称、営んでいる業務の種類、自己資本規制比率、顧客資産の分別管理の状況、有価証券等の時価情報、会計監査の有無等を記載することとされた。

また、説明書類の公衆縦覧については、毎営業年度終了の日以後3カ月以内（当該期間の末日以前2週間以内に当該営業年度の決算についての総会が招集された場合には、当該総会の日から2週間を経過した日までの間）に開始することとされた。

4. 顧客資産の分別管理

証券会社は顧客資産と自社の資産の分別管理を行うことが法定されたが、共同省令では、顧客有価証券の保管の方法、顧客分別金の対象となる金銭や有価証券、顧客分別金の額の算定方法及び顧客分別金の信託の要件等を定めている。

5. 証券業の廃業及び合併等の届出

証券業の廃止及び合併等については、認可制から事後届出制に改められたが、投資者保護の観点から、廃業及び合併等の期日の30日前までに公告すること等が義務づけられた。共同省令では、当該公告には、顧客取引の結了の方法、証券業に関し顧客から預託を受けた財産等の返還の方法を示すものとされた。

III 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律

金融システム改革の一環として、資産運用サービスの充実・強化を図るため、証券投資信託法は抜本的に改正された。

1. 証券投資信託委託業の免許制から認可制への移行

資産運用業の競争を一層促進しつつ必要な投資家保護を担保する観点から、証券投資信託委託業への参入についてはこれまでの免許制から認可制に移行され、これまで共同省令の免許基準において、参入要件とされていた設立母体概念及び実績要件が廃止された。

2. 私募投資信託及び証券投資法人の導入

投資信託の利便性を高め、商品の多様化を進める観点から、私募投資信託の導入及び証券投資法人（いわゆる会社型投信）の導入がされた。

3. 証券投資信託約款の承認制から届出制への移行

証券投資信託約款の承認制を廃止し、個々の投資信託商品については、証券取引法第二章のディスクロージャーの規定を適用させることとし、証券投資信託約款を締結、変更及び解約するときは、事前に金融再生委員会（権限委任により金融監督庁長官）への届出を義務付けることとされた。

4. 証券投資信託に係る運用指図の外部委託の導入等

運用手段の高度化・多様化に応じた効率的な運用を可能とするため、証券投資信託に係る運用指図の外部委託が可能となった。外部委託先として、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行令において、①証券投資信託委託業者、②認可投資顧問業者、③外国におけるこれらに相当するもの、を定めている。

また、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律においても同様に、認可投資顧問業者が顧客から一任された投資判断及び当該委任された権限を再委任することが可能となった。再委任先として、同法施行令において、①認可投資顧問業者、②外国におけるこれに相当するもの、を定めている。

IV 保険業法等

1. 保険業法については、銀行法と同様の考え方にに基づき、共同省令において、資産運用制限、顧客への説明義務、アームズ・レングス・ルール、子会社の範囲、ディスクロージャー等の具体的内容を定めている。

2. 金融システム改革法のうち、損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正については、平成10年7月1日施行され、火災保険、自動車保険等に係る算定会の料率の使用義務が廃止された。（詳細は、第3部第9章V「算定会料率の使用義務の廃止」を参照）

[別 表]

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（金融システム改革法）により改正等が行われた法律

- 証券取引法
- 外国証券業者に関する法律
- 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律
- 金融機関の更生手続の特例に関する法律
- 証券投資信託法
- 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律
- 株券等の保管及び振替に関する法律
- 銀行法
- 長期信用銀行法
- 外国為替銀行法
- 信用金庫法
- 労働金庫法
- 中小企業等協同組合法
- 協同組合による金融事業に関する法律
- 農業協同組合法
- 水産業協同組合法
- 農林中央金庫法
- 商工組合中央金庫法
- 保険業法
- 損害保険料率算出団体に関する法律
- 金融先物取引法
- 信託業法
- 租税特別措置法
- 地方税法

第2節 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行について

I 概要（資料4-2-1参照）

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（資産流動化法）等は、平成10年6月15日に、同法施行令等は同年8月21日に、同法施行規則等は同年8月31日に公布され、同年9月1日に施行された。

資産流動化法では、商法上の会社とは異なる法人として特定目的会社（SPC）を創設し、株式会社と比較して組織・資本の面の簡素化が図られており、特定目的会社が特定資産を裏付けとした有価証券（資産対応証券）を発行する仕組みが創設されるとともに、投資家保護を図るため、一定の場合に認められる議決権の付与等のコーポレート・ガバナンス機能を活用した措置等が講じられているほか、特定目的会社が発行する資産対応証券は証券取引法に基づく有価証券とされ、投資家は証券取引法上の情報開示により必要な情報を得ることが可能となっている。

また、特定目的会社の発行する資産対応証券では、不動産等のリスクの高い資産の円滑な証券化を図るため、エクイティ（株式）型の優先出資証券及びデット（債券）型の特定社債券、特定約束手形の同時発行が可能となり、資産の流動化の新しい枠組みが提供されることとなった。

II 登録制度の実施等

特定目的会社は、金融監督庁（権限の委任を受けた財務（支）局）の登録を受けなければ、特定資産の流動化に係る業務を行うことができないこととされている。

金融監督庁は、特定目的会社の登録及び特定目的会社の業務の運営が資産流動化法に違反したと認めるとき等において行う立入検査等を通じて流動化業務の適正な運営を確保し、資産流動化制度の円滑化を図るとともに、特定目的会社登録簿等の公衆縦覧により特定目的会社の業務内容を開示し、投資家の保護を図っている。

III 登録の状況（資料4-2-2参照）

資産流動化法の施行後、特定目的会社13社の登録（11年6月30日現在）を実

施しており、特定資産の種類及び資産対応証券の発行状況は次のとおりである。

(1)特定資産の種類

不動産を特定資産とする者	・ ・	1社
不動産の信託受益権を特定資産とする者	・ ・	4社
指名金銭債権を特定資産とする者	・ ・	4社
指名金銭債権の信託受益権を特定資産とする者	・ ・	4社

(2)資産対応証券の発行

平成11年3月末現在で、5社の特定目的会社が資産対応証券を発行しており、発行される資産対応証券の確定した内容として提出された資産流動化実施計画によれば、その発行額は、1,192億円となっている。

第3節 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の施行について

I 制定の趣旨

金融業者が、社債の発行等により不特定かつ多数の者から貸付資金を受け入れることは出資法で禁止されていたが、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（金融業者社債発税法）は、ディスクロージャーの充実等、投資者保護の観点からの措置を講じつつ、この規制を撤廃し、金融業者の社債発行等の直接金融による資金調達を自由化することにより、企業等への資金供給チャネルを多様化するものである。

同法は平成11年4月21日に、同法施行令等の関係政省令は同年5月19日に公布され、同年5月20日に施行された（資料4－3－1参照）。

II 登録制度の実施

金融業者は、登録を受けた法人である金融業者（特定金融会社等）でなければ社債の発行等による貸付資金の受入れをしてはならないこととされている。

登録の要件は、①財産的基礎として資本又は出資の額が10億円以上であること、②人的構成として、与信審査に3年以上従事した経験のある者が2名以上いることが定められている。

本法律に基づき、平成11年6月30日時点において消費者金融会社を中心に16社が特定金融会社等の登録を受けている状況にある（資料4－3－2参照）。

Ⅲ ディスクロージャーの充実

特定金融会社等に対し、証券取引法に基づく有価証券報告書等に、融資業務の特殊性に対応した貸付状況等の項目を明確に表示するための会計の整理を義務づけられている。

- (1) 勘定科目として、貸付業務に着目して必要な科目を記載（貸付金、貸付金利息等）
- (2) 貸借対照表の注記として、破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額を記載

Ⅳ その他

個人の自己破産の申立件数が、平成7年後半から増加し、平成10年には10万3803件に達している状況にある（資料4－3－3参照）。

金融業者社債発行业案が衆議院大蔵委員会及び参議院財政・金融委員会において可決された際に、多重債務問題が深刻化している現状にかんがみ、金融業者に対し、与信審査の一層の厳格化、過剰貸付の禁止、貸出金利の引下げ等について適切な指導・監督・要請を行うとともに、暴力的な取立てなどの悪質な行為は厳重に取り締まること、また、借手に対する消費者信用教育、カウンセリング機能の充実を図ること等を内容とする附帯決議がなされた（資料4－3－4参照）。

貸金業者からの借り手の保護については、貸金業規制法により貸金業者に対して書面の交付、過剰貸付けの禁止、取立て行為の規制等の行為規制が課されているところであり、金融監督庁としては、貸金業規制法等に基づき、引き続き、厳正かつ適切な監督を行っていくこととしており、また、貸金業者の貸付けの利率について、出資法に定められた上限利率にかかわらず、自らの経営努力により、可能な限り引き下げ、もって資金需要者の負担の軽減を図るよう種々の機会をとらえて要請しているところである。

また、金融監督庁では、多重債務の発生を防止するためには、借手である利用者の側においても、消費者信用の節度ある利用がなされることが必要であること

から、政府広報等を通じて消費者の啓発に努めているところである。

第4節 マネー・ローンダリング問題への対応

I 特定金融情報管理体制等検討準備室の設置

昨年6月22日、金融監督庁発足と同時に、特定金融情報管理体制等検討準備室（いわゆる「FIU 準備室」）が設置された。

同準備室は、いわゆる日本版FIU（Financial Intelligence Unit）の発足を準備するために設置されたものであり、FIU 業務、すなわち、金融機関等を利用したマネー・ローンダリング（資金洗浄行為）等に係る情報の収集、整理及び分析並びに情報の提供に関する業務について、調査、企画及び立案を行っている。日本版FIU は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案」（いわゆる「組織的犯罪処罰法案」）の成立・施行を待って、正式に発足することとなる（後述II 2 参照）。

II マネー・ローンダリング関連法制

1. 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（いわゆる「麻薬特例法」）

平成2年10月から、我が国は、マネー・ローンダリング対策を実施するため、本人確認に関する通達を発出するとともに、同3年に「麻薬特例法」を制定し（同4年7月施行）、金融機関等に薬物犯罪収益等に関するマネー・ローンダリング情報の届出を義務づける「疑わしい取引」の届出制度を創設した。

2. 組織的犯罪処罰法案

現在、国会において審議中である組織的犯罪処罰法案では、従来、麻薬特例法により薬物犯罪に限定されていたマネー・ローンダリングの前提犯罪（犯罪収益等を生む犯罪）を薬物犯罪から一定の重大犯罪等に拡大し、FIU 機能を金融監督庁に付与することにより、疑わしい取引の届出制度の拡充を図っている（資料4-4-1 参照）。

III FIU 準備室の活動

1. 国内活動

FIU 準備室においては、麻薬特例法に基づく届出制度の問題点の調査、届出件数増加策の企画立案、情報分析手法の調査、疑わしい取引の届出制度等の啓蒙活動を行ってきた（啓蒙活動の一環として、例えば、「マネー・ローンダリング対策に係る金融機関等への説明会」資料4-4-2参照）。

疑わしい取引の届出件数の推移は、資料4-4-3のとおりであり、FIU 準備室発足後は増加傾向にある。

2. 国際会議等への対応

- (1) FATF(Financial Action Task Force on Money Laundering：金融活動作業部会)

平成元年7月のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関であり、マネー・ローンダリング問題に対して国際的な協力により対応することを目的とする。現在、26カ国・地域及び2つの国際機関により構成されている。我が国は、昨年7月から本年6月までの間、議長国を務めた。

- (2) エグモントグループ会合

マネー・ローンダリング対策に取り組んでいる各国のFIU を中心とする当局間の交流の場として開催されている非公式の国際会議であり、FIU 相互間でのノウハウの交換やFIU 職員等の研修等を行っている。平成7年4月に設立されたもので、ベルギーでの第1回会合の開催地にちなんで命名された。本年度は、スロバキアの首都ブラチスラバで開催され、日本を含む50カ国・地域及び5国際機関が参加した。

- (3) APG 会合 (Asia/Pacific Group on Money Laundering)

アジア地域におけるマネー・ローンダリング対策の促進及びFATF非参加諸国・地域に対するマネー・ローンダリング問題に関する啓蒙活動の実施を目的とする。平成7年12月の東京におけるシンポジウムにおいて、アジア太平洋地域のマネー・ローンダリング対策の一層の推進を図るため、APG の設立が合意され、平成10年3月に東京で第1回APG 年次会合が開催された。本年3月、東京において地下銀行を使ったマネー・ローンダリングに対する対策

をメイン・テーマとしてタイポロジー会合が開催された。

(4) その他の会合

その他のマネー・ローンダリングに関連する会議として、CFA/FATFG 7 事前非公式会合（平成10年12月3日ロンドンにおいて開催）、CFA/FATF合同非公式会合（同11年1月18日パリにおいて開催）や、金融犯罪に関連するG7蔵相作業部会（同10年12月1～2日ロンドン、同11年2月25～26日パリにおいて開催）等へ参加した。

第5章 金融システム安定化のための制度整備

第1節 金融再生関連法

1 経緯

政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会は、金融機関等の不良債権処理の問題に総合的に取り組むため、平成10年6月23日に土地・債権流動化と土地の有効利用等を中心とした施策を金融再生トータルプラン第1次とりまとめとして公表した。さらに、同年7月2日、同協議会は、①不良債権の積極的な処理、②金融機関の迅速なリストラ、③透明性及びディスクロージャーの向上、④銀行監督と健全性原則の強化、を柱とする包括的かつ詳細な取り組み体制を第2次とりまとめとして公表した。

とりわけ、金融再生トータルプランの第2次とりまとめは、金融システムの安定化と機能強化に関し、「金融機関が抜本的に不良債権処理を図る過程で、経営困難に陥る金融機関が出てくることも予想される。こうした場合においても、預金者保護及び金融システムの安定性確保、更には善意で健全な借り手に対する適切な配慮に万全を期す必要がある」として、ブリッジバンク（つなぎ銀行）制度の導入を求めた。これを受け、同年8月5日、「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案」（いわゆるブリッジバンク法案）をはじめとする金融再生トータルプラン関連6法案が国会に提出された。一方、日本長期信用銀行が経営危機に陥ったこともあって、政府が提出したブリッジバンク法案が審議されている中、民主党、平和・改革、自由党の3会派は、同年9月3日、ブリッジバンク法案への対案として、特別公的管理制度の導入等を盛り込んだ「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案」に加え、「預金保険法の一部を改正する法律案」、「金融再生委員会設置法案」及び「金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」（いわゆる金融再生関連法案）を国会に提出した。その後、与野党間で精力的に協議が続けられた結果、金融再生関連法案の修正案（自民党、民主党、平和・改革提出）が、同年10月2日に衆議院で、同月12日に参議院でそれぞれ可決され、成立した。

II 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）の概要（資料5-1-1 参照）

1. 目的

この法律は、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻処理の原則を定めるとともに、金融機関の金融整理管財人による管理及び破綻した金融機関の業務承継、銀行の特別公的管理並びに金融機関等の資産の買取りに関する緊急措置の制度を設けること等により、信用秩序の維持と預金者等の保護を確保することを目的とする。

2. 金融機関の財務内容等の透明性の確保

金融機関は、主務省令で定めるところにより、資産の査定を行い、資産査定等報告書を作成し、金融再生委員会に提出するとともに、資産の査定結果を公表しなければならない。

3. 破綻した金融機関の金融整理管財人による管理

(1) 金融再生委員会は、平成13年3月31日までを限り、金融機関がその財産をもって債務を完済することができない場合その他金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合又は金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であって、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることができる。

- ① 当該金融機関の業務の運営が著しく不適切であること。
- ② 当該金融機関について、営業譲渡等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

(2) 金融再生委員会は、管理を命ずる処分と同時に、金融整理管財人を選任しなければならない。被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、金融整理管財人に専属する。

(3) 金融整理管財人は、被管理金融機関が管理を命ずる処分を受ける状況に至

った経緯等を調査し、金融再生委員会に報告するとともに、被管理金融機関の取締役等及び取締役等であった者の民事上・刑事上の責任を追及する。

4. 破綻した金融機関の業務承継

- (1) 金融再生委員会は、平成13年3月31日までを限り、被管理金融機関が3(1)②の要件に該当し、かつ、当該被管理金融機関の業務承継のため承継銀行（いわゆるブリッジバンク）を活用する必要があると認めるときは、預金保険機構（以下「機構」という。）が当該被管理金融機関から業務を引き継ぐため営業の譲受け等を行う承継銀行を子会社として設立すべき旨等の決定を行うことができる。

機構は、この決定があったときは、当該決定に係る出資の内容について金融再生委員会の承認を受けて、平成13年3月31日までに、承継銀行を設立・出資しなければならない。

- (2) 金融再生委員会は、当該被管理金融機関の貸出債権その他の資産の内容を審査し、金融再生委員会があらかじめ定め、公表した基準（資料5-1-2参照）に従い、承継銀行が保有する資産として適当であるか否かの判定を行う。
- (3) 機構は、協定を締結した承継銀行（協定承継銀行）の業務の円滑な実施のために必要とする資金について、協定承継銀行に対し貸付け又は債務の保証を行うことができる。また、機構は、協定承継銀行の業務の実施により生じた損失の補てんを行うことができる。
- (4) 機構は、管理を命ずる処分の日から1年以内に、金融再生委員会の承認を受け、承継銀行の合併、営業の全部の譲渡、株式の譲渡その他の処分等により承継銀行の経営管理を終了しなければならない（ただし、1年ごとに2回まで延長可）。

5. 特別公的管理

- (1) 金融再生委員会は、銀行がその財産をもって債務を完済することができない場合その他銀行がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合又は銀行が預金等の払戻しを停止した場

合であって、次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該銀行につき、特別公的管理（いわゆる一時国有化）の開始の決定をすることができる。

① 当該銀行について営業譲渡等が行われることなく、当該銀行の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じさせるおそれがあること。

ア．他の金融機関等の連鎖的な破綻を発生させることとなる等により、我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事態

イ．当該銀行が業務を行っている地域又は分野における融資比率が高率である等の理由により、他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難であるため、当該地域又は分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事態

② 特別公的管理以外の方法によっては①のア又はイに掲げる事態を回避することができないこと。

(2) 金融再生委員会は、銀行がその業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認める場合であって、次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該銀行につき、特別公的管理開始決定をすることができる。

① 当該銀行について営業譲渡等が行われることなく、当該銀行の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、(1)①アに掲げる事態を生じさせるおそれがあり、かつ、国際金融市場に重大な影響を及ぼすこととなる事態を生じさせるおそれがあること。

② 特別公的管理以外の方法によっては①に掲げる事態を回避することができないこと。

(3) 金融再生委員会は、特別公的管理開始決定と同時に、機構が当該銀行の株式を取得することを決定し、これを公告する。特別公的管理銀行の株式は、公告時に、機構が取得することとし、当該株式に係る株券は、公告時において無効とする。

(4) 金融再生委員会に置かれる株価算定委員会は、公告時における当該特別公的管理銀行の純資産額を基礎として、金融再生委員会規則で定める算定基準に従い、取得株式の対価を決定する。

- (5) 機構は、特別公的管理銀行の取締役及び監査役を金融再生委員会の指名に基づき選任し、金融再生委員会の承認を得て解任することができる。
- (6) 特別公的管理銀行は、特別公的管理開始決定が行われる状況に至った経緯等を調査し、金融再生委員会に報告するとともに、旧経営陣の民事上・刑事上の責任を追及する。
- (7) 機構は、金融再生委員会の承認を得て、特別公的管理銀行に対し、その業務に必要な資金を貸し付けるとともに、その業務の実施により生じた損失の補てんを行うことができる。
- (8) 金融再生委員会は、平成13年3月31日までに、特別公的管理銀行の営業の譲渡又は株式の譲渡その他の処分により特別公的管理を終えるものとする。

6. 金融機関等の資産の買取りに関する緊急措置

- (1) 機構（又はその委託を受けた整理回収機構）は、平成13年3月31日までに申込みを受けたときは、被管理金融機関、協定承継銀行、特別公的管理銀行に加え、一般の金融機関等からも資産を買い取ることができる。
- (2) 機構は、資産の買取りの申込みを受けたときは、金融再生委員会があらかじめ定め、公表した資産買取基準（資料5-1-3参照）に従い、当該資産の買取りの価格その他の条件を定め、金融再生委員会の承認を受け、資産の買取りを決定する。

7. その他

- (1) 金融機関は、平成13年3月31日までを限り、その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるときは、その旨及びその理由を、文書をもって、金融再生委員会に申し出なければならない。

また、破綻前での対処も可能とするため、銀行は、平成13年3月31日までを限り、その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認められるときは、その旨及びその理由を、文書をもって、金融再生委員会に申し出なければならない。

- (2) 被管理金融機関等の業務承継の円滑化に資するため、株主総会の特別決議に関する特例等民商法の特例、不動産に関する権利の譲受け等に係る登録免

許税の免税措置等の課税の特例を設ける。

- (3) 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構が本法に基づいて金融再生業務を行うため金融再生委員会の認可を得て行う金融再生勘定における資金の借入れ又は預金保険機構債券の発行についての保証ができることとする（平成10年度第2次補正予算により、18兆円の保証枠を設定）。

III 預金保険法の一部を改正する法律の概要

1. 整理回収機構（RCC）の創設

住宅金融債権管理機構と整理回収銀行を一体とした株式会社組織として、米国のRTCに倣った整理回収機構（RCC）を創設する。その際、住宅金融債権管理機構が整理回収銀行を吸収合併することとする（平成11年3月30日合併認可、4月1日発足）。

2. 預金保険機構に係る改正

- (1) 預金保険機構の役員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとする。
- (2) 平成11年4月1日から、特定合併を廃止する。
- (3) 預金保険機構の監督に関する事務は、金融再生委員会と大蔵大臣の共管とする。

第2節 金融機能の早期健全化に関する緊急措置に関する法律

I 経緯

金融再生法の審議の中で、「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に基づく金融機関の自己資本の充実策に対する批判が強まり、同法は金融再生法の附則により廃止されることとなった。これに対し、金融システムの早期健全化対策として新たな資本増強の制度を創設するため、平成10年10月7日、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案」（金融早期健全化法案）が国会に提出された。その後、同法案は一部修正のうえ、同月13日に衆議院で、同月16日には参議院でそれぞれ可決され、成立した。

II 金融早期健全化法の概要（資料5－2－1参照）

1. 目的

この法律は、我が国の金融システムに対する内外の信頼を回復することが現下の喫緊の課題であることにかんがみ、金融機関等の不良債権の処理を速やかに進めるとともに、金融機関等の資本の増強に関する緊急措置の制度を設けること等により我が国の金融機能の早期健全化を図り、もって我が国の金融システムの再構築と我が国経済の活性化に資することを目的とする。

2. 経営の健全化のための計画等

- (1) 金融機関等は、協定銀行（整理回収機構）に対し平成13年3月31日までに株式等の発行等に係る申込みを行うことができる。その際、機構を通じて金融再生委員会の承認を求めよう申請しなければならない。
- (2) (1)の申請をした金融機関等は、①経営の合理化、②責任ある経営体制の確立、③利益の流出の防止、④信用供与の円滑化、⑤株式等の消却等の財源の確保、⑥財務内容の健全性の確保等の方策を定めた経営の健全化のための計画を金融再生委員会に提出しなければならない。
- (3) 金融再生委員会がこの法律に基づいて講ずる施策の原則として、早期是正措置と効果的な連携を確保する。

3. 議決権のある株式（普通株式）の引受けの要件

- (1) 協定銀行による株式等の引受け等により自己資本の増強が図られなければ、信用秩序の維持又は企業活動若しくは雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生じるおそれがあること。
- (2) 議決権のある株式の引受けが、(1)に掲げる事態を避けるために不可欠であること。
- (3) 債務超過等当該銀行の存続が極めて困難であると認められる場合でなく、かつ、取得株式等の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。
- (4) 当該銀行が、著しい過少資本又は特に著しい過少資本の状況にあること。
- (5) 特に著しい過少資本行については、地域経済にとって必要不可欠である場

合その他特に必要と認められる場合であること。

- (6) 経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、金融再生委員会が定めて公表する基準（資料5－2－2参照）に従った、①経営の合理化、②経営責任の明確化、③株主責任の明確化、④信用供与の円滑化のための方策の実行が見込まれること。

4. 議決権のある株式以外の株式等（優先株式、劣後債、劣後ローン）の引受け等の要件

- (1) 上記3の(1)、(3)、(5)、(6)に同じ。この場合、3(6)の基準は自己資本の充実の状況に係る区分その他の要素を勘案して定めること。
- (2) 健全行については、経営の状況が悪化している金融機関等との合併等の円滑な実施に必要な不可欠な場合又は信用供与の収縮の改善・回避に不可欠な場合その他やむを得ない場合であること。

5. 合併等（資金援助に係る合併等又はこれに準ずるもの）を行う金融機関又は銀行持株会社等に係る株式等の引受け等（議決権のある株式の引受けを除く）の要件

- (1) 当該合併等により、当該金融機関等の資本の充実の状況が悪化したこと。
- (2) 協定銀行による株式等の引受け等により、資本の増強が図られなければ、信用秩序の維持又は経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること。
- (3) 協定銀行による株式等の引受け等が合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないものとして金融再生委員会が定めて公表する基準に適合するものであること。

6. 経営管理等

- (1) 協定銀行は、取得株式に係る議決権その他株主としての権利を行使しようとするときは、機構の承認を受けなければならない。
- (2) 協定銀行は、株式の発行に係る銀行が協定銀行の子会社となったときは、機構の指導又は助言を受けて、当該銀行が金融再生委員会に提出した経営の

健全化のための計画を適確に履行できるようその経営管理を行う。

- (3) 協定銀行は、できる限り早期に取得した株式の処分を行うよう努める。特に、株式の発行に係る銀行が協定銀行の子会社となったときは、1年以内に当該銀行が子会社でなくなるよう株式の譲渡その他の処分を行う（ただし、1年ごとに2回まで延長可）。

7. その他

- (1) 金融機関等は、金融再生委員会がこの法律に基づいて施策を講ずる前提として、次に掲げる措置を行うことにより財務内容等の健全性を確保するものとする。
- ① 金融再生法に規定する基準に従い、金融再生委員会が定めるところにより、適切に資産の査定を行うこと。
 - ② 金融再生委員会が金融機関等の有する債権の貸倒れ等の実態を踏まえて定めるところにより、①の資産の査定の結果に基づき、適切に引当て等を行うこと。
 - ③ 金融再生委員会が定めるところにより、その保有する有価証券その他の資産を適切に評価すること。
- (2) 株式の発行の申請をした銀行が、株式の価値の適正化を行うため減資する場合、商法上の債権者保護手続きを不要とする特例を設ける。
- (3) 機構は、株式等の引受け等を行う業務を協定銀行に委託する。
- (4) 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構が本法に基づいて金融機能早期健全化業務を行うため金融再生委員会の認可を得て行う金融機能早期健全化勘定における資金の借入れ又は預金保険機構債券の発行につき保証をすることができることとする（平成10年度第2次補正予算により、25兆円の保証枠を設定、金融再生法に基づく保証枠18兆円及び預金全額保護のための特別資金援助を目的とした17兆円（交付国債7兆円、政府保証10兆円）と併せて合計60兆円を手当て）。